

有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表
○有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示1832号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
有機畜産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準 1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。 2 引用規格 次に掲げる引用規格等は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。これらの引用規格等は、その最新版を適用する。 JAS 1607 有機飼料 JAS 1608 有機畜産物 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号） 3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 1607及びJAS 1608による。 4 生産及び保管に係る施設 4.1 JAS 1608の5.1及び5.2に適合した施設であり、かつ、JAS 1608の5.7に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造である施設であり、適切に清掃されていなければならない。 4.2 有機畜産物の生産に使用する飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）を自ら生産する場合にあつては、有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準の箇条4に適合していなければならない。 4.3 有機畜産物の生産に使用する飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）を自ら生産する場合にあつては、JAS 1607の5.3に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造である施設であり、適切に清掃されていなければならない。 5 生産行程の管理又は把握の実施方法	有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準 （新設） （新設） （新設） 二 生産及び保管に係る施設 1 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号。以下「有機畜産物規格」という。）第4条の表畜舎又は家きん舎の項及び野外の飼育場の項の基準に適合した施設であり、かつ、同表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造である施設であり、適切に清掃されていること。 2 有機畜産物の生産に使用する飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）を自ら生産する場合にあつては、有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）の一に掲げる基準に適合していること。 3 有機畜産物の生産に使用する飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）を自ら生産する場合にあつては、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造である施設であり、適切に清掃されていること。 二 生産行程の管理又は把握の実施方法

5.1	6.2 に規定する生産行程管理責任者に、 <u>次の職務を行わせなければならない。</u>
a)	生産行程の管理〔外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。〕又は把握に関する計画の立案及び推進
b)	生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、 <u>外注先の選定基準、外注内容、外注手続等</u> 当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
c)	（略）
5.2	次の事項について、 <u>内部規程</u> を具体的かつ体系的に <u>整備</u> して <u>いなければならない。</u>
a)～c)	（略）
d)	家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別（牛又は馬を飼養する場合にあっては、 <u>個体ごと</u> の識別に限る。）に関する事項
e)	（略）
f)	<u>同等国格付飼料に添付されている証明書又はその写しの確認に関する事項</u> （同等国格付飼料を給与する場合に限る。）
g)～i)	（略）
j)	家畜又は家きんに対する安全、 <u>健康、識別</u> 又は去勢のための外科的処置に関する事項（家畜又は家きんを飼養する場合に限る。）
k)～p)	（略）
q)	と殺、解体、受入れ、選別、調製、洗浄、貯蔵、 <u>包装</u> その他の工程に係る管理に関する事項
r)・s)	（略）
t)	年間の生産計画の策定及び当該計画の <u>認証機関等</u> への通知に関する事項
u)	生産行程の管理又は把握の実施状況についての <u>認証機関等</u> による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
5.3	内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行わなければならない。
5.4	内部規程の適切な見直しを定期的に行い、 <u>かつ、従業員に十分周知すること</u> として <u>いなければならない。</u>
6	生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数
6.1	生産行程管理担当者
	生産行程の管理又は把握を担当する者（以下“ <u>生産行程管理担当者</u> ”という。）として、 <u>次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産及び保管に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。</u>
a)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、 <u>畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</u>
b)	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、 <u>畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2</u>

1	三の2 に規定する生産行程管理責任者に、 <u>次の職務を行わせること。</u>
(1)	生産行程の管理 <u>（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）</u> 又は把握に関する計画の立案及び推進
(2)	生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、 <u>外注先の選定基準、外注内容、外注手続等</u> 当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
(3)	（略）
2	次の事項について、 <u>内部規程</u> を具体的かつ体系的に <u>整備</u> していること。
(1)～(3)	（略）
(4)	家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別（牛又は馬を飼養する場合にあっては、 <u>個体ごと</u> の識別に限る。）に関する事項
(5)	（略）
(6)	<u>外国（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項</u> （同等国格付飼料を給与する場合に限る。）
(7)～(9)	（略）
(10)	家畜又は家きんに対する安全、 <u>健康、識別</u> 又は去勢のための外科的処置に関する事項（家畜又は家きんを飼養する場合に限る。）
(11)～(16)	（略）
(17)	と殺、解体、受入れ、選別、調製、洗浄、貯蔵、 <u>包装</u> その他の工程に係る管理に関する事項
(18)・(19)	（略）
(20)	年間の生産計画の策定及び当該計画の <u>認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）</u> への通知に関する事項
(21)	生産行程の管理又は把握の実施状況についての <u>認証機関</u> による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
3	内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。
4	内部規程の適切な見直しを定期的に行い、 <u>かつ、従業員に十分周知すること</u> として <u>いること。</u>
三	生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数
1	生産行程管理担当者
	生産行程の管理又は把握を担当する者（以下“ <u>生産行程管理担当者</u> ”という。）として、 <u>次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産及び保管に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</u>
(1)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、 <u>畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</u>
(2)	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、 <u>畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研</u>

年以上従事した経験を有するもの c) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者 6.2 生産行程管理責任者 次による。 a) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、<u>認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していなければならない。</u> b) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、<u>生産行程管理担当者の中から、講習会において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として、1人選任されていなければならない。</u> 7 格付の実施方法 7.1 次の事項について、<u>格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。</u> a)～c) （略） d) 出荷後に<u>JAS 1608</u>に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e) （略） f) 格付の実施状況についての<u>認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</u> 7.2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、<u>その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。</u> 7.3 名称の表示が、<u>JAS 1608の箇条6</u>に定める方法で適切に行われることが確実と認められなければならない。 8 格付を担当する者の資格及び人数 8.1 格付担当者 格付を担当する者（以下“格付担当者”という。）として、<u>6.1 a)～c)のいずれかに該当する者であつて、講習会において有機畜産物の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。</u> 8.2 格付責任者 格付担当者が複数置かれている場合には、<u>格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていなければならない。</u>	究に2年以上従事した経験を有するもの (3) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者 2 生産行程管理責任者 (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、<u>認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。</u> (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、<u>生産行程管理担当者の中から、講習会において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として、1人選任されていること。</u> 四 格付の実施方法 1 次の事項について、<u>格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</u> (1)～(3) （略） (4) 出荷後に<u>有機畜産物の日本農林規格</u>に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 (5) （略） (6) 格付の実施状況についての<u>認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</u> 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、<u>その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。</u> 3 名称の表示が、<u>有機畜産物規格第5条</u>に定める方法で適切に行われることが確実と認められること。 五 格付を担当する者の資格及び人数 1 格付担当者 格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、<u>三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、講習会において有機畜産物の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</u> 2 格付責任者 格付担当者が複数置かれている場合には、<u>格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。</u>
---	---